

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成29年12月28日(2017.12.28)

【公開番号】特開2015-103254(P2015-103254A)

【公開日】平成27年6月4日(2015.6.4)

【年通号数】公開・登録公報2015-036

【出願番号】特願2014-234333(P2014-234333)

【国際特許分類】

G 06 F 3/041 (2006.01)

G 06 F 3/044 (2006.01)

【F I】

G 06 F 3/041 6 4 0

G 06 F 3/044 1 2 9

G 06 F 3/044 1 2 2

【手続補正書】

【提出日】平成29年11月16日(2017.11.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

カバー基板と、

前記カバー基板の下部の電極基材と、

前記電極基材の上の中間層と、

前記電極基材の上の電極と、

を含み、

前記電極基材は、フレキシブルであり、

前記電極は、第1電極及び第2電極を含み、

前記電極基材は、前記カバー基板と対向する第1面と、前記第1面に対向する第2面を含み、

前記第1電極及び前記第2電極は、前記電極基材の前記第1面の上に配置され、

前記第1電極及び前記第2電極は、入力装置の位置を感知し、

前記電極基材の物質は、前記中間層の物質と異なり、

前記第1電極及び前記第2電極は、前記カバー基板及び前記電極基材の前記第1面の間に配置され、

前記カバー基板は、ガラスを含み、

前記カバー基板及び前記電極基材の少なくとも1つは、部分的には曲面を有し、部分的には平面を有するように曲がり、

前記カバー基板及び前記電極基材の少なくとも1つの一端は、曲面を有しながら曲がる、タッチウィンドウ。

【請求項2】

前記第1電極及び前記第2電極の物質は互いに異なる、請求項1に記載のタッチウィンドウ。

【請求項3】

前記電極基材及び前記中間層の厚さは互いに異なる、請求項1または2に記載のタッチウィンドウ。

【請求項 4】

前記中間層の厚さは前記電極基材の厚さの 0.05 から 0.5 である、請求項 1 から 3 のいずれか一項に記載のタッチウィンドウ。

【請求項 5】

前記電極基材上で前記第 1 電極が占める第 1 面積と、

前記中間層上で前記第 2 電極が占める第 2 面積とが定義され、

前記第 2 面積が前記第 1 面積より小さい、請求項 1 から 4 のいずれか一項に記載のタッチウィンドウ。

【請求項 6】

前記カバー基板、前記電極基材、前記第 1 電極、前記中間層、及び前記第 2 電極が順次積層される、請求項 1 に記載のタッチウィンドウ。

【請求項 7】

前記カバー基板、前記第 2 電極、前記中間層、前記第 1 電極、及び前記電極基材が順次積層される、請求項 1 に記載のタッチウィンドウ。

【請求項 8】

前記第 2 電極は導電性パターンを含む、請求項 1 から 5 のいずれか一項に記載のタッチウィンドウ。

【請求項 9】

前記第 2 電極は母材及び前記母材内に配置される連結構造体を含む、請求項 1 から 5 のいずれか一項に記載のタッチウィンドウ。

【請求項 10】

前記母材は感光性物質を含む、請求項 9 に記載のタッチウィンドウ。

【請求項 11】

前記連結構造体は前記母材の表面に近づくほど濃度が高い、請求項 9 に記載のタッチウィンドウ。

【請求項 12】

前記第 2 電極は感光性ナノワイヤーフィルムを含む、請求項 1 から 5 のいずれか一項に記載のタッチウィンドウ。

【請求項 13】

表示パネルと、

前記表示パネル上のタッチウィンドウと、

カバー基板と、

前記カバー基板の下部の電極基材と、

前記電極基材の上の中間層と、

前記電極基材の上の電極と、

を含み、

前記電極基材は、フレキシブルであり、

前記電極は、第 1 電極と第 2 電極を含み、

前記電極基材は、前記カバー基板と対向する第 1 面と、前記第 1 面と対向する第 2 面を含み、

前記第 1 電極及び前記第 2 電極は、前記電極基材の前記第 1 面の上に配置され、

前記第 1 電極及び前記第 2 電極は、入力装置の位置を感知し、

前記電極基材の物質は、前記中間層の物質と異なり、

前記第 1 電極及び前記第 2 電極は、前記カバー基板及び前記電極基材の前記第 1 面の間に配置され、

前記カバー基板は、ガラスを含み、

前記カバー基板及び前記電極基材の少なくとも一つは、部分的には曲面を有し、部分的には平面を有するように曲がり、

前記カバー基板及び前記電極基材の少なくとも一つの一端は、曲面を有しながら曲がる、タッチデバイス。

【請求項 1 4】

前記表示パネルは、

第 1 基板と、

前記第 1 基板の上の薄膜トランジスタ及び有機発光素子と、

前記第 1 基板の上の第 2 基板を含む、請求項 1 3 に記載のタッチデバイス。